

地域主権戦略会議（第12回）議事録

1 開催日時：平成23年7月7日（木） 17：30～18：30

2 場所：内閣総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者：

〔地域主権戦略会議〕菅直人議長（内閣総理大臣）、片山善博副議長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・総務大臣）、枝野幸男内閣官房長官、玄葉光一郎国家戦略担当大臣、櫻井充財務副大臣、北川正恭、小早川光郎、神野直彦、橋下徹、上田清司、盛泰子、渡邊廣吉の各議員

〔政府〕逢坂誠二総務大臣政務官（司会）、山口壯内閣府副大臣、仙谷由人、福山哲郎、瀧野欣彌の各内閣官房副長官

（主な議題）

- 1 出先機関改革について
 - 2 補助金等の一括交付金化について
 - 3 義務付け・枠付けの見直しについて
-

（片山副議長） それでは、ただいまから「地域主権戦略会議」の第12回会合を開催します。

本日はお忙しい中、御参集をいただき誠にありがとうございます。

出先機関改革、補助金等の一括交付金化、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲など、地域主権改革の各課題について引き続き真剣に取り組み、具体的な成果につなげてまいりたいと思います。

本日も皆様方に活発な御議論をお願い申し上げます。

なお、これ以降の会議の進行については、逢坂政務官の方からお願いします。

（逢坂政務官） 逢坂です。よろしく申し上げます。

本日の議題はお手元に配付の次第のとおりです。御覧いただきたいと思います。

なお、本日は、北橋議員、前田議員が御都合により欠席です。

それでは、まず最初に、菅総理からご挨拶をいただきます。

（菅議長） 3月11日の震災発生前にこの地域主権戦略会議を開いて、この間、少しそちらにいろいろな皆さんが専念するというところでしばらく開けないでおりました。

しかし、地域主権戦略会議、この地域主権の重要性はいささかも変わっていま

せん。その中で、今日も御議論いただく出先機関の改革について、地方への移譲ということの方向性は決定しているわけですが、この問題をいかに進めていくのか。

また、一括交付金についてもかなり前進をしていますけれども、更なる使い勝手のよいものにしていくにはどうしていくのか。また、義務付け・枠付けの第3次見直しについてもしっかりと方向性を出していただきたいと、このように思っています。

いずれにしても、大震災を経ているわけですが、そうした中でも地域主権の改革を是非、推し進めていただけるように改めてお願いして、あいさつとさせていただきます。

どうも今日は御苦労さまです。

(逢坂政務官) それでは、議事に入る前に、今回より新しく議員となった2名の方を御紹介します。

地域主権改革を進めていく中で特に自治体の幅広い意見をよりの確に反映していくということで2名の方に加わっていただきました。

お一人が盛伊万里市議会議員であります。もうお一方が渡邊聖籠町長であります。

一言ずつ、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

(盛議員) さる問題で大揺れの佐賀県から参りました、伊万里市議会議員の盛泰子です。

片山スチューデントでありたいと思っておりましたが、まさかこのような場にお声がかかるとは、本当にプレッシャーで今、つぶれそうであります。地方議会の在り方を含め、これからの地域主権の在り方について参画できることを大変誇りに思っています。

どうぞよろしくお願いします。

(渡邊委員) 御紹介いただきました、新潟県聖籠町長の渡邊廣吉です。

本日はこのような国の主権改革の大事な会議に議員として参加させていただいたことを非常にありがたく思っています。

私も町の職員として26年余り、そして今、町長として5期目に入っていますが、まさしく昭和から平成にかけて、いわゆる国の根幹的な分野を職員、または町の一首長という立場で仕事をしてきた、またかつて逢坂さんと一緒にいろいろと意見交換をさせていただいた1人です。

こういう大事な会議に私どもの末端の現場の声を聞いていただく機会をいただいたことに恐縮しています。

よろしくひとつお願いしたいと思います。

(逢坂政務官) それでは早速、議事に入ります。

今日の議事は時間の関係もありますので、冒頭に一通り説明をした後に一括して意見交換を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議題の2番目「出先機関改革」及び議題の3番目「補助金等の一括交付金化」について、私から説明をさせていただきます。

前回会議から時間が空いていますので、多少説明が長くなるかと思いますが、よろしくをお願いします。

まず最初に、出先機関改革の検討状況ですが、出先機関改革については、前回の会議で決定いただいた推進体制に沿って現在、具体化を推進中です。メンバーについては、資料1-1を御覧ください。

ハローワークチームの当初メンバーでした、山田京都府知事が古川佐賀県知事に変更になっています。更に共通課題チームの当初メンバーであった村井宮城県知事が横内山梨県知事に交代されていますので、御報告します。

次に、広域的实施体制ですが、地域のブロック丸ごと国の機関を移管するというものですが、これは関西広域連合及び九州地方知事会が当面、移譲を希望する機関として経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を提示され、現在これの実現に向かって議論をしているところです。

7月1日に第2回のアクション・プラン推進委員会を開催して、関係府省の政務の方々、関西広域連合及び九州地方知事会の代表知事の方並びに沖縄県副知事に御出席をいただき、議論をしたところです。この委員会において、資料1-2を御覧いただきたいと思います。この資料1-2をもとにして、広域的实施体制の枠組みについて議論をし、特に東日本大震災の経験を踏まえ、国の出先機関を地方に移譲する際の留意点などについても議論をしたところです。

この点について地方側からは、出先機関自体がなくなるわけではなく、だれが指揮命令をとるのかという問題であり、例えば大規模災害時の緊急時に国がどう関わるのかのオペレーション方法を検討すればよいとの意見が地方側から出されています。今後は4ページのスケジュールに沿った検討を予定しているところですが、移譲するにはどうすればよいか。すなわち移譲できない理由を並べるのではなく、移譲するためには何をどうすればいいのかという視点で具体的かつ積極的に検討を進めたいと思っています。

なお、この際に問題となりますのは、国の職員等の移管の扱いですが、これについては、閣議決定をしましたアクション・プラン5-2に国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備して人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み、ルールなどを構築することとされているところです。

そこで、お手元の資料1-3を御覧いただきたいと思います。

資料1-3のとおり、ただいま私が申し上げました体制として、関係府省及び地方とで構成される人材調整準備会合を設置し、座長には地域主権戦略会議の構

成員のうち議長が指名する者として設置をしたいと思っています。この座長には、出先機関改革の担当主査である北川主査にお願いをしてはどうかと考えているところですので、今日のこの場でまた御決定いただければと思います。

なお、こうした形で体制を整備することについては、本日の会議で決定いただいた後、この準備会合において広域的实施体制のみならず、直轄道路、直轄河川、1つの県内で完結する事務権限に係る人員等の移管についても併せて検討したいと考えています。

次に、直轄道路と直轄河川、ハローワーク共通課題の状況ですが、まず、直轄道路、直轄河川の状況については、山口県の二井知事からのデータ提出の依頼を受けて、国土交通省において国が管理をしています直轄河川道路に係る経費のデータ提出を行ったほか、私と国土交通省の津川政務官との間で今後の議論の進め方について意見交換を行っています。先日もこの点について北川主査、私、二井知事と直接お会いをして相談をするなど、現在、もろもろの調整をしているところです。

今回、アクション・プランということですので、今、我々に求められているのは何らかの具体的な成果を挙げることだと認識しています。移管のための財源の在り方、そのための条件がすべて成就しなければ移管に向けた案件まで進まないということではないと考えているところです。

そこで、このような問題意識の下、国土交通省からはお手元の資料1-4のような案件を提示いただいていますので、これを基に地方側でこのリストの中から選んでいただいて、国土交通省と当該都道府県等で検討を実施することとしたいと思っています。

なお、この際にこの国土交通省のリストにない道路、河川についても各都道府県の中でこの移譲を希望するというものがあれば、それも議論の俎上に上げてまいりたいと考えています。

次に、ハローワークですが、資料1-5を御覧ください。

2月23日に第1回のチーム会合を開催し、2月24日～5月13日にかけて自治体に対しこのアクション・プランの具体化に向けた提案を募集したところです。それによる提案ソース、都道府県から41、市区町村から26、合計で67の自治体が提案をされました。そこで、各自治体の提案のうち早期の実現に向け既に厚生労働省と提案自治体とで直接協議しているものは5つの道県、北海道・青森県・新潟県・広島県・長崎県の提案の一部及び札幌市など22の市区の提案を具体的に現在協議をしています。このうち志木市・秩父市・新宿区・総社市などは既に事業が開始されており、アクション・プランの成果は具体化に向かって今、進んでいるところです。

なお、これ以外の提案については、関係者間でその対処方針について意見を調

整中と御認識をいただきたいと思います。

次です。長くなって大変恐縮です。

1つの都道府県内でおおむね簡潔する事務権限のうち速やかに着手するものについてその対象事項及び移譲に向けての工程を整理するために、6月27日に第2回チーム会合を開催しています。その際、国から提示しました工程（案）は資料1-6のとおりです。

現時点で進められるものは少しでも早く移譲に向けて着手すべきとの観点から、震災への対応が求められている状況の中ではありますけれども、国側も移譲すると仕分けをしているものについて整理をし、今後の突破口としたいというのが国側の意見です。

一方、地方側ですけれども、資料1-7のとおり、国側が移譲すると仕分けしているもの以外にも地方側が重点分野として考えているものを速やかに着手するものとして整理をし、出先機関の原則廃止に結びつくものにしてほしいという意見が地方側から出されています。

今後の進め方も含め、本件の取り扱いについては先日のアクション・プラン推進委員会で議論されたところですが、特に移譲を希望する事務権限を選んで提示をしたいとの提案が地方側からありますので、対象事項について引き続き関係者間で調整を実施する予定としています。

最後です。

一括交付金ですが、6月23日、来年度の制度設計に向け、地方3団体からヒアリングを行っています。

出席したのは地方3団体の代表の方、国側は片山大臣、神野主査、私が出席をしています。

知事会からは当初補助金の都道府県分の導入について一定の評価をいただけてますけれども、更により制度にすべく進化をしてもらいたいということで、数多くの御提言をいただいています。特に、予算総額の確保、交付対象メニューの拡大、更なる自由度の向上などについて大きな声が寄せられています。

なお、今年の場合は制度設計の初年度でした。国会審議の関係もあり、自治体には早目に情報を提示できなかったという問題点もありましたが、来年に向かっては自治体の皆さんからはできるだけ早く情報提供をしてほしいという声が寄せられています。

経常補助金の一括交付金化については、自治体の自由度の拡大にならないような義務的な補助金は一括化をしないしてほしいという意見もありました。

なお、市長会、町村会からは大体似たような雰囲気のお意見が寄せられています。制度をまだ導入していないということでありますので、今後、制度を導入するに当たっての懸念事項が市長会、町村会からは提示されたところであります。

市長会、町村会の中の意見として、特に市町村の場合、国から来る補助金の額が年度によって随分大きなばらつきがあると。このような変動がある中で制度をどう組んでいくかという話があったわけであります。いずれにしても、今後、市町村に導入するに当たっては、丁寧にやりとりをしながら、不安が少しでも払拭されるように取り組んでまいりたいと思います。

長くなりましたけれども、私からは以上です。

それでは、次に、「義務付け・枠付けの見直し」について、小早川主査からお願いします。

(小早川議員) それでは、私から御報告申し上げます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

束になっていますが、主として最初の紙に沿って御説明を申し上げます。

これまで、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施していく、そういう仕組みに改めるために、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大についての推進が図られてまいりました。

地方分権改革推進委員会第2次勧告において見直す必要があるとされたもの約4,000条項がありましたが、そのうちの第3次勧告で約1,200条項を取り上げ、第1次一括法、そして第2次一括法案として法案化されたところであります。

目下のところですが、第3次見直しということで残りの約2,800条項がありますが、昨年12月の第10回地域主権戦略会議において御了承いただいた方針に基づき、この紙にあります①～③の合計約1,200条項を取り上げ、各府省への調査、そしてワーキンググループとしての検討を行いました。その結果、具体的に講ずべき措置の方針につき、次の結論を得たところであります。

一番下の枠にあります。まず、①地方からの提言等に係る事項については、これは提言等の内容が多岐にわたりますことから、個別にその内容を検討して、提言等の趣旨が実現される方向で各府省と議論を進めるべきであると考えています。

また、②通知・届出・報告、公示・公告等の義務付け・枠付けと③職員等の資格・定数等という種類のものです。

これらについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告で許容するものとされた類型が示されていて、それを活用しながら、若干のもの、つまり、そこにあります、認可は許容されているという場合に、国への認可申請書の提出についての規定、形の上では義務付けになるわけですが、そういったような規定です。

行政処分をした場合に消費者保護、利用者保護のためにその処分等について公表をするということを義務付けるものもあります。

委員会等の委員の選挙による選任の義務付けといったものもあり、これらの規定は、これは存置することもやむを得ないと考えられます。そういった一定の類

型を追加した上で、各府省に対して一層の見直しを求めることにしたいと考えています。

なお、存置することもやむを得ないと考えられる類型の概要については、次のページに一覧を記載していますので、御参照ください。

今後、各府省からの回答については、必要に応じてこの地域主権戦略会議で議論をすることにして、地域主権改革の更なる進展のために引き続き検討を進めていきたいと考えている次第であります。

以上です。

(逢坂政務官) 説明が多少長くなりましたけれども、早速、意見交換に入りたいと思います。

御意見のある方はどうぞよろしく申し上げます。

(上田議員) 資料で4枚ぐらいのペーパーを用意させてもらっています。

まず、出先機関の原則廃止に向けてですが、移管に伴う財源措置等のルールについて早急に議論を開始すべきだということを申し上げたいと思います。

実は、財源の話をしているとなかなか先へ進まないねという話があるのも事実であります。その意見もよく分かるのですが、一方では、地方にとってみると裏付けがないと心配で先へ進まないという部分もありますので、山口県の二井知事のところでいろいろなパターンについて試算などもなさっておられますので、パターンを幾つか類型化して、その上で基本パターンをつくって、例えば北川試案の中では財源にこだわるべきものでないものの類型もあるだろうと。

一方ではある程度の財源をきちっとモデルで出しておくべきものと、また、ある程度の見通しが立ったものとか、そういう幾つかの類型を出さないと地方は安心できないと思います。当然、財源ばかりを意識すると先が進まないということもよく分かりますが、一方では、三位一体改革のトラウマもあるので、財源の裏付けがないことにはという方々も結構多いです。これは出先機関原則廃止チームなどで各知事の話も聞いていてもそういうことが多かったので、パターン化する御提案を是非考えていただければありがたいと思っています。

二井知事の方では、移管を優先するという一方で、財源移譲は交付金で措置したらどうだと御提案が具体的にあります。また、維持管理の交付金も過去3年ぐらいの平均値でいいのではないかと。ざくっとでもいいのではないかと。ここまでは柔軟になってきています。

新規分も何年間はこの額でというような措置でいいのではないかと。あとは調整をしていけばということで、比較的柔軟になっていますが、ただ、繰り返しますけれども、財源の確保を全くなしでやるというのは、まだ例外的なところではないかなと思っています。

2番目でありますけれども、ハローワークについてです。

ハローワークについてですが、連合との関係があつてなかなかこの部分が進みにくいことはよくわかるのですが、現実には知事会の方も丸ごとよこせというよりは、埼玉県で言えば、15のハローワークがありますから、そのうち1つを埼玉県に移譲して、競争させてくれと、こういう仕組みで41の都道府県がそれぞれ1個渡してくださいと。その上で競争させていただいて、実際、評価をして、それで本格的に移譲すべきものなのか、そうでないものかということで提案していますので、これは是非、極力早く、少なくとも来年の4月からはできるような形をつくっていただきたいと思っています。

更に共通課題チームの部分であります。この部分でA - aの事務を各府省で分けて、私どもの方に提案されたのですが、これは出先機関事務の全体の2割足らずで、これを移管しても基本的には出先機関の廃止には全くつながらない。

内容の面でも問題があります。国に権限を残す並行権限という形で一緒にやりましょうと。これはもう二重行政になってしまいます。経済産業局の提示した9事務のうちの7つが並行権限付き。例えば1つの県内で完結するガソリン販売事業者への立ち入り検査権限を国と県が両方持つことになると、これはややこしくなる。したがって、1県であれば県でいいのではないか。例えば九州管区で新しい連合体ができるのであれば、九州連合の方に任せる。広範囲にわたるところはこれまでと同じように国がやる。そういう分け方にしないとどちらがいいのかということで、極端なことを言えば、お互いにお見合いしながら肝心のボールを落とすというようなことにもなりかねないと、これも言えると思います。

また、移管事務の中で実体のないものが出てきています。具体的には、地方整備局の9事務はすべて地方に移管する直轄事業に付随する入札とか、契約とか、こういった事務を移管しても、本体そのものが移管されていないところに、本体がいずれ移管されるので、その準備段階で入札とか契約の事務を今のうちに移管しておけということかもしれませんが、しかし、それもおかしな話で、道路等々が移管される前から契約の事務と入札の事務をやっておけということも普通はなかなか考えられない話ですので、これは意味がないと。

それよりも、実際、私どもが重点分野で昨年の7月からの報告書でも提案していました、基本的には地方の自由度を高めるものとか、二重行政を解消したり、出先機関の廃止につながるものをお願いしたいと思います。例えば地方農政局で農地転用の許可、これは2haまでが知事の権限で、2～4haが大臣との協議。4ha以上が大臣の権限ということですがけれども、埼玉県で企業誘致をする場合、鹿野農林水産大臣がどう考えても埼玉県の4ha以上の土地について詳しいとは私には思えないし、2～4haの協議をするとき、結果的には上田さん、任せたよという話になる確率の方が高いと思うのです。であれば、2～4haの部分はまず移管をする。4ha以上については協議にするとか、そういった部分にさせていただき

たいと思います。

実際、実は17年1月から精力的に埼玉県としては企業誘致を行ったのですが、23年3月末の6年3か月の間に2～4haが59あります。この部分に関しては、実は、事実上、関東農政局と協議をしています。しかし、はっきり言って、関東農政局の2年おきにかわる担当者よりも間違いなく私の方がよく知っている。そういう話になってしまいます。だから、議論すれば当然、私どもの意見を聞いてくれます。であれば、もう最初からあってもいいのではないかということになりますし、4ha以上も23あり、これも大臣の許可ですが、結果的には、よくわからない話ですから、最終的には聞いていただけるような話になるのですね。ただ、半年とか1年その協議に時間がかかるために、この間に海外に行ってしまったら何にもならないと、そういう問題も抱えています。

そうした部分は、例えば農水省が心配されています、農地が減るのではなかろうかというときには、同じ分だけ休耕田を再利用させるという枠なども考えてもいいと思います。埼玉県では実は、自発的にそうしています。道路沿いのところを農転したら休耕田をその部分だけ必ず農地として復活させるというやり方をやっていますので、そういう実利のあるところに力を入れていただきたいと思います。

また、地方運輸局のバス・タクシー・トラック事業者の鉄道事業者の許認可権も、もっと県レベルの路線バスなど、あるいはタクシー等も県レベルで、あるいは広域連合で許認可していただければ、地域の交通体系はもっともっと便利になると思います。

長くなり大変恐縮ですが、是非そうしたようにしてもらいたいと思います。

補助金の方は、もう既にいろいろ議論が出ていますので、少しはしより、義務付け・枠付けのところで気になる言葉が残っています。従うべき基準という表現が平気でまた出てくるというのは何なのだと。この従うべき基準というのは、考慮すべき基準というのであれば、あるいは参考すべき基準というのであれば、国がお出しになるのは大いに参考にしたいということですが、従うべき基準というような言葉を平気の平左で使われること自体、非常に不愉快な思いがしますので、こうした部分についても是非見直しをしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(橋下議員) 先日、関西広域連合の代表としてアクション・プラン推進委員会に出席したのですが、政務官の立場ではこれはもう仕方のないといいますが、政務官というある意味、省庁を背負ったポストですから、その省庁の主張をされるのは当然だと思うのですが、ただ、非常に気になったのが、逢坂政務官が冒頭言われましたように、震災対応をかなり強調され、こういう大規模災害が起きたときには、国が直接オペレーションするべきではないかという主張が各省庁の政

務官から言われました。

我々地方も、どういうときであったとしても、これは地方がやるのだという意味ではありません。オペレーションの出先機関を廃止といっても組織をなくすわけではなくて、だれが平時にオペレーションの責任を取り、そして緊急事態のときにはだれがオペレーションをとるのだという、そのオペレーションの問題ですから、是非この震災を基に、出先機関については、国が平時から直轄で指揮しなければいけないのだという、そういう議論に戻らないようにこちらの地域主権戦略会議でもう一度、念押ししておかなければ、ややもすると国が直轄する必要性があるという声が大きくなってくるのではないかと考えています。

7月7日の日経新聞ですが、これは大阪版かも知れないのですが、環境大臣が瓦れき処理の事務代行をやると。それを地方環境事務所を使ってやるのだという記事が早速出ておりました。この地方環境事務所も九州の広域連合体と関西広域連合体はかなり時間をかけて入念に調整をして、地方整備局、環境事務所、経済産業局の3つの出先機関の丸ごと移管をまず進めていこうという合意がとれて、それぞれのプロジェクトチームを立ち上げているのですけれども、またこのような形で環境事務所が瓦れき処理をするというような記事が出ておりました。

緊急事態に国が直轄でやることは当然だと思いますが、平時の場合にだれがオペレーションするかというのは、民主党政権の皆さんが出先機関原則廃止という大きな原則を掲げられていましたので、是非原則にもう一度しっかり立ち返って進めていただきたいと、進めなければいけないと考えています。

とにかく、今、震災を持ち出して、国がやらなければいけないという議論が事務レベルでも噴出していますので、平時の場合と緊急時の場合を分けて、我々地方も緊急時のこういう場合には国が直轄でその指揮に入るということは全く否定をしておりますので、その原点をしっかり押さえていかなければいけないと考えています。

体系的な主張でなくて申し訳ないのですが、環境事務所については、これも環境省の政務官が言われていましたが、国立公園を基に、国立公園というのは国の財産だ、国の宝だから、国がそれは管理しなければいけないのだと。我々地方も、ないしは関西が管理したら何か国民の意識とずれる管理をするなどということはありません。普段、府営公園もみんな管理をしています。もしどうしてもこのラインが国として絶対譲れないというものがあるのであれば、これは国がルールを決めていただきましたら、我々はそのルールに基づいてしっかり管理をします。

特に、枝野官房長官に以前、いろいろ協力もいただき、万博の南側の跡地の活用について今、進めているのですが、なぜ地方、我々がこの環境事務所にこだわったかといいますと、特に鳥取県の山陰ジオパークが大きな公園の遺産といいますか、世界的な遺産に登録されました。万博の南側の跡地といいますか、エキス

ポランドで事故があり、広大な土地が全く手つかずの状態だったのですが、我々自治体にとってはこれを生かして税収を稼がないといけないという思いから、ものすごく国立公園にしても何にしても、それを観光資源として活用しようという動機付けがすごいのです。鳥取県の平井知事はジオパークを核として観光客を呼び込んでこようという思いです。知事になられてからジオパーク、ジオパークと言っているのです。

万博の管理も、今は万博記念機構という国の所管の法人がやっているのですが、そういう動機がありません。公園の管理だけをやっていけばいいという、そういう意識をありありと感じていて、それだったら自治体で管理をさせてほしいと。当然、そういうリスクを負ってでも観光客を呼ぶための核にするということで、万博公園も国の万博記念機構がやると、ライブをやるにはこれは駄目だ、あれは駄目だ、こういうイベントは駄目だ、駄目だ、駄目だの理由ばかりなのですが、それが地方に来れば、国の一定のルールの下でその国の宝を地方が必死になって活用していきますので、そういう意味でも、私は地方に移譲すべきだと。勿論、国のルールは守りますので、そこはルール化をしてもらって、その範囲でしっかりと地方がその国の宝を活用していきたいと思っています。

ハローワークについては上田知事から話がありましたが、これも一度試させてほしいと。我々、今、大阪は非常に就職状況が厳しいです。高校の卒業者の新卒の就職率も落ちています。これも僕の責任なのですが、大阪府も職業訓練だったり、いろいろな機関を持っている中で、ハローワークを譲ってもらえれば就職率を上げますと。僕も言質をとって、これが来たのに就職率が上がらなかったら、もうこれは返上だよと言っています。やれるということをお大阪府の職員もみんな言っていて、できなかつたら全部みんな総入れ替えだというぐらいまで言って、その中で担当者から何から全部総入れ替えだと、責任を取らずぞというところまで言っても、みんなやりますというところまで言っています。

国で就職率が上がらなかったら担当者全部、それこそ首を飛ばすのかどうか。大阪府はそこまでやりますので、ハローワークを譲っていただいて、状況を見ていただいて、それでも地方で駄目だった場合には、厚労省始め、言われているやり方でいいと思うのですが、大阪府はそれだけの覚悟を持って、結果が出なければ担当者総入れ替え、そういうことも踏まえてありますので、一度、チャンスといいますか、試させていただきたい。その競争の中で諮っていただきたいと思います。

つらつら述べましたけれども、大阪府は権限移譲については地域主権戦略会議でリーダーシップをとっていただいた権限の移譲を参考に、今、特例市並の権限を全市町村に下しています。

教員の人事権の移譲も全国初ですが、手続に入り、来年度からは連合体を組ん

だ市町村が教員の人事権を持つことになります。

途中経過でも、今、僕が知事として感じているのは、仕事がものすごく楽になりました。というのは、自治体というのは、僕が把握している仕事、口を出している仕事などというのは全体の1%もないと思うのですが、ただ、その多くの行政の実務の中に大阪府が権限を持っていますと、市町村長からやいのやいの言われるのです。

さっき上田知事が言われた農地の話ではないですけども、それに近いような、大阪府が権限を持っていると市町村長から、知事、これはこうしてほしい、ああしてほしい、ああだこうだと言われるのですが、これも全部、市町村の方に渡してしまったら、何も言われなくなって、まだ途中ですのに、相当負担がなくなって、大阪府の、そしてまた、こういう形の会議に集中できるような状態になりました。

震災の本当に大変な状況で、官邸や霞ヶ関の皆さんや民主党政権の皆さんが日夜、不眠不休で当たられていると思うのですが、僕が大阪にいて感じるのは、大阪はひまです。ものすごくひまなのです。僕はこれはおかしいと思うのですよ。ひまだと言ったら職員は怒るかも知れませんが、ただ、それでも職員が1万人いて、僕自身もスケジュールを見ても、自分なりに仕事をやっているつもりですけども、今の官邸や政権の皆さんがやっていることに比べたら全然ひまだと思うのです。

これだけの緊急状態のときに自治体が動かない、権限がない、そういうことで全部それを活用しないというのは非常にもったいないことだと思いますので、是非地方にどんどん仕事を下ろせるものは下ろしていただいて、国の国会議員や霞ヶ関の皆さんが大きな仕事に集中できるように、地方分権を進めるべきだと思います。

以上です。

(小早川議員) 主として、出先機関の関係についての感想を申し上げたいと思います。

北川さんを始め、皆様の御努力でだんだん見通しが付きかけてくるということで、大変喜ばしく思っています。

資料をばらばらっと拝見していて気になることが2つあります。

1つは、先ほど上田知事が言われた、一見細かいことかもしれませんが、並行権限の問題であります。

もともとこれは昔の機関委任事務体制を第一次分権改革ですべて解体し、組み直した。そのときに、本来は全部つぶしておくべきだったのかと思うのですが、機関委任事務をやめるということに対して各省庁が出してきた知恵がこの並行権限ということだったわけですね。それをつぶす知恵がそのときに十分出なかつ

たのだらうと思いますけれども、形としては非常に変則的な、異常なものだと思いますので、こういうことが今回のように多数、回答の中に出てくるということは許容できない話であらうと思います。

もう一つ、これも機関委任事務はなくなったはずなのということですが、こっちは幸いに現実化していないので、余計な心配ならいいと思うのですが、関与ですね。広域連合に事務権限を移譲することに対して、これも恐らく各府省からぎりぎりのところは、では、関与の在り方を特別に考えてくれということがある程度、予想できるわけですが、ただ、これもここで後退してしまつては、またひょっとして昔の機関委任事務体制が復活してしまうということ、そんなことはないと思うのですけれども、絶対それはないよということを考えています。

国と地方、この場合ですと、国と都道府県、あるいは都道府県の広域連合、国と地方との関係についての昔の機関委任事務制度に代わる一般的な仕組みを第一次分権改革以来つくり上げてきたわけで、その基本がまたあいまいになってしまうと、これはなし崩し的に昔に戻るおそれがあるということ、まさかそんなことはないと思うのですが、少しだけ心配しています。

(逢坂政務官) 大変恐縮ですが、総理が退席の時間となりましたので、申し訳ありません。退席させていただきます。

それでは、引き続き、御意見を伺います。

(櫻井副大臣) 私、被災地の選出なものですから、実態のことを少しだけ申し上げさせていただきたいと思います。

橋下知事がおっしゃっていることは、僕は基本的にそのとおりだと思っておりますが、逆に言うと、今回のことをきちんと総括すべきだと思っております。そうすると、どの部分は国に必要なのだと。むしろ国がやって邪魔だったというものもあるのだらうと思っております。

私が今の立場でこんなことを申し上げるのも本当はよくないのかもしれませんが、瓦れきの処理も、今のスキームが本当に効率的なのかということ、必ずしもそうではないのではないだらうかと。

実際、この間こういうことがあったのですが、ある町で公立の幼稚園が地震でもう使えなくなりましたと。これの処分をし、新しくつくりたいのだけれどもとって来られたのですが、これは瓦れきとして扱って、全部後は環境省に回してくださいといったら、最後はどうも文部科学省ですとかという感じでまたやりとりが始まってしまつて、全然進んでいかないのですね。だから、これが地方の皆さんが、この瓦れきは処理していいのかどうかということ、私の方に聞いてこられるので、地方が全部やったものは、みんな今回はちゃんと全部受けますからと言ってあるにもかかわらず、なかなかうまくいっていないのです。ですか

ら、こういったところは完全にお任せしますと言ってしまった方が、私は進むのではないのかという感じがします。

一方で、震災後間もなくですけれども、道路が開通いたしました。幹線はもちろんですけれども、東西の道路なども、最初の3日間ぐらいで十数本開通して、2本ぐらい開通しない道があったかもしれませんが、地方整備局が寝ずに頑張ってくれた結果、ここはできてきていますし、港の整備も非常に早かった。あの辺のインフラ整備などについては、国が主体的にやった方がよかったのではないのかなと思っています。

ですから、私は医者なので、医者的な発想で申し上げると、救急医療の現場というのと、慢性疾患の現場というのは全く違います。ただ、救急医療の現場のところもある程度のトレーニングをしていないとできませんから、そこは今回のことをちゃんと踏まえた上で残すべき点、もうここは必要ありませんねというところをきちんとしていった方がいいのではないのかなと思いました。

あと、私も今日来るのに当たって、地方の方々と少し意見交換してきましたが、先ほどお2人からあったように、権限の移譲をもっとやってくれと、そういう話がありましたので、この点についてはもっと推進していかなければいけないのだろうと思っています。

以上です。

(枝野官房長官) 私もこれで出なければいけないものですから。

今日、両知事から御指摘いただいた点は私も全く同感でありますので、よくテイクノートしていきたいと思っています。

その中で特に2点だけ。

今の櫻井さんの話とも関連するかもしれませんが、私自身が今回の震災対応の危機管理の全体を見させていただく中で、やりようだと思っていて、今回、自衛隊、消防、警察、それぞれ頑張っていたいて、危機管理の役割を果たしていただいたと思います。自衛隊はまさに国直轄です。警察は非常にあいまいな、国なのか、地方なのかという非常に複雑な形態であります。消防は基本的には自治体で、消防庁が全体を見ているという形ですが、私はそれぞれがしっかりと役割を果たしていただいたと思っています。

そういった意味では、橋下知事が言われた、普段は地方に任せて、いざというときに国がどう関与するかというのは、片山大臣自身が消防庁の所管でもありませんので、恐らくこの検証をしていただくことで、今、危機管理のために必要だから国に残さなければいけないという話のところを乗り越えられる知恵はそこにあるのではないかなと今回の経験で思っていますので、是非、片山大臣にはよろしくお願いをしたいというのが1つ。

もう1点は、いろいろあるのですが、従うべき基準というこの言葉の話は、非

常に違和感がありますので、これは多分、広い意味では法令用語、つまり法制局問題だと思っておりますので、法制局は内閣官房の下にありますので、これは私のところに上げてもらって、この言葉自体を何とかさせたいと思っておりますので、事務的に手配をしていただければと思います。

途中で相次いで抜けて申し訳ありません。

(渡邊議員) 今日初めてこの会議に参加させてもらって、事務方からこれまでの第1回から11回までの議論の経過を一通り、目通しさせていただいたわけですが、特に出先機関の廃止の問題、義務付け・枠付けの見直しの問題等については、今ほど両知事からもお話がありましたように、基本的には、国と地方の役割分担といいますか、法定事務、それと自治事務の地方分権改革の大事な基本になっているわけでありまして。また、パートナーシップという立場があるわけでありまして、それについては大いに推進されていることに敬意を表しています。大変ありがたく思っています。

また、そのことが都道府県を通じながら、我々地方自治体の市町村に直接また権限移譲という形の中に跳ね返ってくるわけでありまして、その辺の議論について、両知事、もしくは自治体側の意向について我々も意見を申し上げていきたいと思っておりますが、基本的には間接的な立場でありますので、その辺はよろしくお願い申し上げます。

ただ、地方分権、地域主権というのと、どうも私の一方的な解釈わかりませんが、議論を聞いていますと、都道府県とか政令市とか、大きなところを主体として、我々末端の、住民と直接向き合っている市町村が置き去りにされているような感じがしてならないのです。そうではないのですよね。基本的にどういうものであっても、自治事務に規定されている、また地方自治法の3条に我々、固有の事務としてやっている仕事は多々あるわけで、それは住民と直接向き合っている市町村が主体的にやっているわけでありまして、そのことをこの日の会議の地域主権改革というのは一応今、政府がやっているわけでありまして、その辺を大いに理解していただきたい。

そしてまた、一括交付金の問題についてもいろいろと、市長会、町村会、いろいろと資料を見ますと影響があるようでありましてけれども、来年度からは市町村分についても予算化されるという前提があるわけでありまして、これについてもそういう視点でもって理解していただきたい。ということは、いわゆる一括交付金に移行するというのは何が目的なのかというのが前提にあるわけでありまして。それは当初補助金が前提であり、その総額というのは我々市町村側に来るときにそれが減額されては意味がないわけでありまして。必ずそれ以上のものを確保して、市町村の主体性に合わせた、また地域の自由度を拡大していく一般財源として大いに首長が自分たちの考え方に沿って住民の皆さんと語り合った中でのまちづ

くりを反映できるような、そういう一括交付金にしていかなければならないのではなからうか。

そして、危惧するものは、いろいろと資料の中にも意見が出ているようでありますが、我々小規模の町村にとっては、毎年毎年変動するのです。そしてまた、場合によっては事業そのものが2～3年の継続事業である場合もあるわけです。その場合に、配分方法はどのような形でされるかはまだ具体的な設計が見えていない面もあるようではありますが、そのことを考えた場合、その辺を保障してもらわないと、末端の小さな町村にとっては大きな事業に取り組めないということになるわけです。

例えば人口規模とか、行政面積とか、そういういろいろな簡単に主観的な要素でもって配分を決められてしまって、今年は2,000万円だよ、しかし町は1億の事業をやりたいのだよといったときにそれが反映されなければ意味がないわけでありますので、その辺のことを申請したものをどのような形の中で調整して、全体的な財源の枠組みの中に配分するような形をとるのかというのはまだ見えていないものが多々あると思うのですが、その辺を我々末端の町村に対する配慮を是非ともお願い申し上げたい。

これは町村会の方からいろいろと10項目ぐらい出ていますので、あえて私は申し上げませんが、町村会側の意向というのも大いに尊重していただければ、私は末端の町長という立場で非常にありがたい。今日はその辺の意見だけ申し上げさせていただきたいと思います。

(片山副議長) 今、渡邊さんがおっしゃったことで、一括交付金の件については先般も町村会からお話を伺い、町村に無理強いするようなことをするつもりはありません。おっしゃったように、年度間の変動が非常に大きい。財政規模の割に年度間の変動が非常に大きいとか、そもそもなじまないものもありますので、その辺は無理をしないように、あくまでもこれは町村の自由度を増す、町村の便宜を図る、そのことによって住民の皆さんの自治体行政サービスの質が高まるということを念頭に置いていますので、無理に理念的に押し付けるというものではありませんので、よく相談をしながらやりたいと思います。

権限移譲について、どちらかというと都道府県とか、大都市が対象になっているのではないかと、確かにそういう傾向は今まであります。国から移譲するというのを専らにしてきましたので、でも、住民の皆さんのことを考えたら、今度は都道府県から市町村にという、国から直接市町村にというのはあるかもしれませんが、どちらかというと、多分、今、都道府県にあるものを市町村に移すことが1つの課題になると思います。

それはさっき、いみじくも橋下さんが言われたように、大阪府ではかなり先進的に実施されている。それは町村もやられているのですよね。あまり町村はない

ですけれども。やられていますね。

(橋下議員) ええ。連合を組んでいただいて。

(片山副議長) なるほどね。ですから、私は、大阪府でやられたことがひとつ検証と言うと失礼ですけれども、それを評価して、全国に応用できるものが多分あると思いますから、この会でも府から市町村に移譲されたものをちょっと勉強させてもらえればと思うのです。それで応用できるものは応用したらと思いますので、そんなことも含めて、重要なテーマにしていきたいと思います。

さっきから出先機関改革と大きな災害時の国の役割というのが出ていて、いみじくもこれも枝野さんがさっき言われましたけれども、今回はとっさの救命とか、救助とかということになったときには自衛隊、警察、消防というのが大活躍をしたわけです。自衛隊は直轄ですから。警察はあいまいと言われたのですけれども、一応、都道府県の組織で、上層部が国家公務員というちょっといびつな組織ですけれども、府県警察ですけれども、これも支障なく、持てる能力を重点的に被災地に向けたということになりました。消防は、自治体消防で、国の方には実働部隊が何もないのですけれども、緊急消防援助隊という仕組みがあり、消防庁長官の指揮の下に必要な人数が被災地に振り向けられるということで、あるときには6,000人ぐらいの消防職員が資機材と一緒に派遣されて能力をかなり発揮してもらったのです。

もちろんこれは検証してみると幾つか問題があるのです。例えばどんなことがあるかということ、ふだん日常的には、救急とか消火ですから、あまり大きな災害に対応するということはそもそも想定していない。だけれども、大きな災害がありますから、そのための資機材の保険的意味での保有をどうするかとか、そのための隊員の育成をどうするかというのがあるのです。これはもっと国家、政府が負担をしながらそういうものをリザーブしておくという観点がもう少しあってもいいのではないかと。

実はあり、ヘリコプターとか、そういう大規模なことのためにというので持っているのですけれども、国は今の制度では持てないものですが、無償貸与という形で、大都市の消防に無償貸与という形でこれは変則ですけれども、そういうやり方をしたり、去年の補正で幾つかの消防機関には線量計をたまたま配っていたのですが、そういうものを備蓄的というか、予備的に災害対応でどう持つておくか。その制度はどうかということ、これは1つあると思います。

ふだんは行って、消してすぐ帰る。行って、乗せて病院に運ぶという、こういう短期のオペレーションなのですけれども、今回のように遠方まで行って長期間滞在したときにロジスティクスが実は弱いのです。こういうものを消防にどう付与するかなどというのが実はあるのです。

ですから、そういうことをきちっとしていけば、消防などは市町村の機関であ

って、国がオペレーションできるというのは、実は今でもあるし、更にこれを高度化できますので、今回の国の出先機関改革なども、災害のときの対応、緊急時の対応をちゃんと制度化したり、準備しておけばかなり問題は解決するのではないかと思いますので、その点検もしてみたいと思っています。

(仙谷副長官) 震災対応について、雑駁な感想を言えば、地方分権が中途半端にここまで来ているから、震災対応がより混乱していると私はある意味で実感をしています。もっと言えば、都や府辺りではそうではないのかもわかりませんが、率直に、県という中二階的な存在の、震災対応における役割は一体何なのかという感想を持っています。

つまり、県が一体調整なのか、オペレーション実務なのか、義援金の支払いから始まって、仮設住宅から瓦れき処理から、一体全体何をする事になっているのか。そして、国がどうするのかという、この区分けをまだ整理していないときに、市町村の力からすると、マンパワーという意味で、圧倒的な物量の被害が発生したわけです。

だから、市で、被災証明を出すだけでも、普通は1人か2人かの担当の部署のところに何千人も被災された方がくるので、この事務だけでも大変なのです。

こういう状況下で、私は、広域連合に移譲するとか何とかというのは平時の話としては非常にいいのですが、今、片山大臣がおっしゃったように、緊急事態というか、非常事態のときにどうするのかというプログラムも別途持っていないと、これはなかなか容易ならざる話になるんだろうなと思いつつ、ずっと今まで作業してきました。

今回、個別具体的な案件について、国の方では、もうしようがないから直接、市町村に電話を入れろと、連絡をとれと、あるいは行けということで、市町村との直接の関係で処理をした案件が随分あります。

つまり、さっき渡邊さんがおっしゃったように、現場が必要なことは市町村に直接行かないと、県を通してとか、調整を待ってとか何とかと言ったらもう間に合わない話がものすごく多かったというのが実感であります。

だから、分権するのはいいのだけれども、いざというときのパワーもそうだし、平時のパワーを効果的、効率的に集中できるような体制が地方の側でも必要なだろうなという感じがします。

(渡邊議員) 今、震災の対応の話が出たので、あえて言わせていただきたいと思うのですが、今、私ども新潟県にも一時は9,000人近い方々が南相馬を中心に避難してきて、私どもの町も第一次避難所を開設したときは350人を超えていたのです。今は幸いにして、帰られた方が多くなって、それでもまだ120人近く、民宿などに私ども町で責任を持って対応しています。

しかしながら、ここに来て、7月いっぱいとか、8月いっぱいに南相馬市の市

長から全部引き上げていかなければ駄目だと。これはなぜかという、いろいろな国の対応、都道府県の対応があるのでしょうか。仮設住宅を整備しながら、そして住民をそこに入れて、しかし、実際に私どものところに避難してきている皆さん方の実態を見ると、いわゆる福祉避難民が半数以上いるのです。そういう方々から見ますと、また健常な方々でも、帰って南相馬の方で仮設住宅に入って仕事も保障されるのかどうか。また、先の安心した生活がきちんと保障されるのかといういろいろな不安があるわけです。そうすると、渡邊さんの町で何とかこの先もまた面倒を見てくださいよと。ただ、新潟県知事と南相馬市の協定に基づいてやれる問題ではないと思う。これはこういうところは現場の実態に即した形で国、または都道府県が配慮のある対応をしていただかないと、末端の被災地の住民の立場から大変な苦情として、また不信感として出てくる可能性がある。

そのことを是非こういう場にありますので、申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(玄葉大臣)

先ほどの話ではありませんが、全体として国の仕事は絞り込んでいくと同時に、限定された分野を強くワークさせることが必要です。今の危機管理もそうなのですけれども、私も1年以上、政調会長と大臣を兼務してつくづくそう思ひます。それが1つ。

もう一つは、全く別の観点から問題提起をしておきますけれども、私は福島県出身なので、今回しみじみ考えることがたくさんあるのですが、原発被災者の避難の問題を考えたときに、結論から申し上げますと、実は、市町村合併をしなかった方がよかった面もあると思うのです。つまりは、本当に小さなコミュニティが自治体になっていて、そういう単位できめ細かな対応ができれば、実は、避難はもっとうまくいきました。でも、だからといって合併させるなどということではなくて、国全体の大きな方向の中で基礎自治体中心主義ということで我々はやっていますから、それでいったらいいと思うのです。

ただ、今回の教訓の1つは、合併したときのかつての旧町村単位のコミュニティが、一定程度、今も維持されていることです。ただ、それをもっときちっとした形で維持しておき、合併してもそういう単位で一定程度、物を見られるようなくせをつけておかないとこういう災害緊急時に対応できないということになることを実感として感じていますので、そのことは問題提起として申し上げておきたいと思ひます。

(逢坂政務官) 議論も尽きないようでありませうけれども、予定時間を。

(橋下議員) 最後にいいですか。

(逢坂政務官) どうぞ、橋下議員。

(橋下議員) さっきの権限移譲ですけれども、特例市並の権限を市町村に移譲す

るのに大阪府で30億円かかっています。これは市町村が受ける人的マンパワーの援助をするのに30億円もかかるのですね。これは市町村がそうではないと受けないという話です。たまたまやった上で、3年で30億円放り込むのですけれども、そこも権限移譲とこちらで決めることと同時に、実際の現場では人が足りない、受ける方の立場では金くれ、何くれという話になりますので、そういう現実があるということも市町村の皆さんと地域主権戦略会議の中でも認識をしておかなければいけないと思っています。

(渡邊議員) まだ、安い話しですよ。

(橋下議員) いやいや、あとは震災はもう本当に各自治体がフル稼働するような平時のいろいろな国の仕事が地方へ全部局来て、大切なところに国のエネルギーが集中できるような、そういう国の仕組みをつくるためにも何とか分権を頑張って進めていきたいと思います。

(逢坂政務官) それでは、今日の会議はこれで閉じたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今日の会議はこれで終了します。

ありがとうございます。